

令和3年5月

小規模・事業所内保育所の 指導検査

運営管理編

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

運 営 編

- 1 紹介文
- 2 給付認定証
- 3 職員の状況
- 4 労働条件の明示
- 5 1か月単位の変形労働時間制
- 6 職員の健康診断
- 7 建物設備等の管理
- 8 避難・消火訓練
- 9 災害対策関連
- 10 公定価格における各種加算の状況
- 11 法外援護費
- 12 保護者からの実費徴収
- 13 その他指導事項等

最後に…

1 給付認定証について

- (1) 教育・保育給付認定の有無、子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等の確認
- (2) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助

以上が条例で規定されており、上記の対応策として、

給付認定証の写しの保存が望ましい。

- ・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第8条

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期限、保育必要量等を確かめるものとする。

- ・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第9条第1項

特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- ・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第9条第2項

特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助をしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

1-2 給付認定証について

年 月 日

給付認定証

様

大田区長（氏名）印

下記のとおり、給付認定を行ったことを証明します。

記

給付認定番号	
保護者	氏 名
生年月日	
住 所	
下 育	氏 名
生年月日	
給付認定区分	
保育の必要性の事由	
保育必要量	
有効期間	

確認が必要な項目

- ・給付認定区分
- ・保育の必要性の事由
- ・保育必要量
- ・有効期間

2-1 職員の状況について

常勤の保育士とは、以下のすべてを満たす保育士

- (1) 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、
- (2) 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）
- (3) 労働条件通知書等で明示された就業規則場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育である者
- (4) 1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務する者※
- (5) 当該保育所（一括適用の場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者である者

POINT !

- ◆ 就業規則・雇用契約等において、非常勤職員やパート職員等とされている場合は、常勤職員に該当しない。
- ◆ 1日6時間以上かつ月20日以上を、月120時間以上と読み替えることは不可
- ◆ 変形労働制を採用している場合でも、常態的にいずれかの要件を満たしていない場合は、常勤保育士としては認められない。

2-2 職員の状況について

保育士登録済通知書

①葉書表面

切 手

- A.申請者郵便番号
- B.申請者住所
- C.申請者氏名

(注意事項)

1 本通知書は、就業等諸手続の際、保育士証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は本通知書の作成日から3ヶ月間です。

保育士証は、戻間不在でも郵便局の不在通知に従って勤務先でも受領する事が可能です。

2 保育士証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ提示して下さい。

②葉書裏面

保育士登録済通知書

<令和※年※月※日作成>

本通知書は、保育士証が手元に届くまでの間、暫定的に保育士登録がされた事を証明するものです。

(本通知書の有効期限は、本通知書作成日から3ヶ月間です。)

保育士証記載事項

- | ①氏名 :
- | ②本籍地 :
- | ③生年月日 : 年 月 日
- | ④登録年月日 :
- | ⑤登録先都道府県 :
- | ⑥登録番号 :

2-3 職員の状況について

登園児童に対して必要な保育士数が1名の場合の、

職員の複数配置（A型）

	職員資格	職員資格	適否	備考
1	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育士証を持った 保育士（常勤）	○	
2	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育士証を持った 保育士（非常勤）	○	
3	保育士証を持った 保育士（非常勤）	保育士証を持った 保育士（非常勤）	×	保育士が2名配置されているが、常勤保育士が1名い ないため。

2-3 職員の状況について

登園児童に対して必要な保育士数が1名の場合の、職員の複数配置（B型）

POINT ! ◆常勤の職員がいるか、保育士証を持った職員がいるか

	職員資格	職員資格	適否	備考
1	保育士証を持った保育士（常勤）	保育士証を持った保育士（常勤）	○	
2	保育士証を持った保育士（常勤）	保育士証を持った保育士（非常勤）	○	
3	保育士証を持った保育士（常勤）	保育従事者（常勤、研修済）	○	
4	保育士証を持った保育士（非常勤）	保育従事者（常勤、研修済）	○	
5	保育士証を持った保育士（常勤）	保育従事者（非常勤、研修済）	○	
6	保育士証を持った保育士（非常勤）	保育従事者（非常勤、研修済）	×	2名のうち1名が常勤ではない

2-4 職員の状況について

保健師等の加算について

(大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱第22条、別表第1、別表備考)

大田区では保健師等の配置については、零歳児が在籍している施設では、必置となる。また、保健師等が配置されていれば保健師等配置加算の対象になる。

POINT !

- 保健師等配置加算は、保健師等は保健活動に従事することを想定されているため、当該保健師等を保育士配置基準の1人としている場合には加算が不適用となる。
(大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱 別表備考5)
- 保健師等を2名以上雇用している場合においても、保育士としての扱いができるのは※1名のみ。2名とも保育士としての配置されていることが確認された場合は、加算は不適用となる。
(大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条、32条、48条)

※1名については、職員を特定する必要がある。みなし保育士する職員が日や週によって異なるといった取り扱いはできない。

2-5 職員の状況について

保健師等の配置について

	職員資格	職員資格	配置適否	備 考
1	A : 保育士証を持った 保育士（常勤） B : 保育士証を持った 保育士（常勤） 保育従事者 (研修済、常勤)	保健師等 (常勤/非常勤)	○ ※	※職員配置上の問題はない。 ※保育士等配置加算における注意 大田区の保健師等配置加算をもらっている場合は、保健師等は保育士として配置はできないため、保育業務を行う場合（配置基準の1人）には加算が不適用となる。 大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱 別表備考5
2	B : 保育従事者 (研修済、非常勤)	保健師等 (常勤)	○ ※	※職員配置上の問題はない。 ※保育士等配置加算における注意 大田区の保健師等配置加算をもらっている場合は、保健師等は保育士として配置はできないため、保育業務を行う場合（配置基準の1人）には加算が不適用となる。 大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱 別表備考5

※非常勤同士の組み合わせはA型／B型、どちらの施設においてもできないため、表から省略している。

※保健師等が2名以上いる施設でも、保育士としてのみなせるのは1名のみであることに注意。また、保育士としてみなす場合は職員を特定しておくこと。

3 労働条件の明示について

下記の（1）～（6）の労働条件は、書面の交付による明示をしなければならない。

※パートタイム・有期雇用労働者は、昇給・退職手当・賞与の有無及び相談窓口についても文書による明示が必要

- (1) 労働契約の期間
- (2) 期間の定めがある労働契約の更新の基準
- (3) 就業の場所・従事すべき業務
- (4) 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- (5) 賃金の決定、計算・支払方法、賃金の締切、支払いの時期
- (6) 退職に関する事項
- (7) 昇給に関する事項
- (8) 定めをした場合に明示しなければならない事項に該当するもの

4 1箇月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間（特例措置事業場は44時間）以下の範囲で、特定の日や週について1日及び1週間の法定労働時間を超えて働かせることができる制度。

POINT！

◆変形期間中の週平均労働時間を法定労働時間以内とすること

変形期間が1箇月の場合 1箇月の暦日数が 31日 177.1時間

30日 171.4時間

29日 165.7時間

28日 160.0時間

$$40\text{時間} \times \text{変形期間の暦日数} / 7$$

※特例措置事業場は44時間となる。

◆労使協定や就業規則などで労働時間を特定し、周知すること

◆起算日を明確に定めておくこと

※割増賃金の支払いが必要となる時間外労働時間についても、注意！！

5-1 職員の健康診断について

POINT !

- ◆ 健康診断を適切に実施しているか。
- ◆ 結果の記録を作成・保存しているか。
- ◆ 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか（職員が常時50人以上の施設のみ）。

<基本的な考え方>

常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断）

定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。

なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引き続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。

⇒結核診断の結果、結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。

⇒健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。

⇒労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。

⇒腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期に医師による腰痛の健康診断を実施することが望ましい。

※調理担当者については、非常勤職員等であっても、平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、定期的な健康診断を受けるようにしてください。

5-2 職員の健康診断について

雇入時の健康診断について

常時使用する労働者に対しては、雇入時に健康診断を行わなければならない。ただし、雇入れの3か月以内に下記の内容を充足する健康診断を行った人については、その診断書をもって雇入時の健康診断に代えることもできる。

健康診断項目

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査

血圧の測定

貧血の検査（血色素量、赤血球数）

肝機能検査（GOT、GTP、γ-GTP）

血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）

血糖検査（HbA1cでも可）

尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

心電図検査

POINT !

• 健康診断項目
に漏れがないか

• 雇入れ3か月以内
の記録であるか

・労働安全衛生規則第43条

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、それが当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に該当する項目については、この限りではない。

6 建物設備等の管理について

POINT !

◆子どもの安全に配慮されているか

- 転倒防止

ピアノ、オルガン、空気清浄器等が簡単に動くようになっていないか

- 転落防止

棚に鍵やロック機能がついているか、棚の上や高い位置に設置してある棚から物が簡単に落ちないように配慮されているか

- 飛散防止

保育室内等にある鏡に飛散防止フィルム等が貼られているか

- 誤飲等の防止

保育室内等に乳幼児が飲みこめるサイズの磁石等が使われていないか、保育室内等に画鋲が使われていないか

- その他

保育室のドアには指ばさみ防止がほどこされているか

乳幼児の手の届く位置に漂白剤や消毒液等が置かれていなか

消火器等が児童が簡単に扱えるようになっていないか（転倒防止等も含む）

7-1 避難・消火訓練について

非常災害に平静かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切で、避難訓練及び消火訓練は双方とも月1回以上実施しなければならない。

また、保育所保育指針に基づき、年1回以上不審者訓練の実施することが必要。

POINT !

項目	頻度	注意点
避難訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">図上訓練のみは避難訓練とならない。必ず避難行動を伴うこと。避難先を屋外（地上）とすること。
消火訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">火元を設定して行うこと。初期消火の態勢をとることが必要。 (設置場所や使い方の確認のみでは消火訓練に該当しない。)
不審者訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none">月の中で、不審者訓練のみを行う場合には、別途避難訓練及び消火訓練を実施する必要がある。

上記の他、引渡し訓練や通報訓練も実施してください！

避難確保計画の作成対象施設については、浸水・土砂災害を想定した訓練を実施してください。

7-2 避難・消火訓練について

よくある実施していないケース

①避難訓練等の想定内容が散歩中

散歩中に災害に遭った場合を想定して、避難訓練が行われているが、消火訓練は行われていない。

②避難訓練等の想定内容が隣家

園の隣家から出火したことを想定して、避難訓練が行われているが、消火訓練は行われていない。

③実施記録に消火訓練に係る記載がない

事前通知や計画の段階では消火訓練が想定されているが、実施記録には消火訓練について記載が一切ない。

POINT !

- ◆消火訓練の実施記録に残すこと。
- ◆訓練結果の記録を整備されているか。消火訓練の記録が無いケースが多い。
また、消火訓練の記録は出火場所、誰が、どのように実施したのかは最低限記載すること。

8 災害対策関連について

●消防用設備等の点検報告について

法定点検（6か月に1回の機器点検、1年に1回の総合点検）の他、自主点検も行うこと。

※オーナーや管理会社が消防設備等の点検報告を行っている場合は、コピー等をもらうようしてください。

POINT !

- ◆自主点検については、園の消防計画に記載されているので、項目や実施時期を確認して、取り組むこと。

●消防計画について

POINT !

- ◆東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正（平成25年4月1日施行）による、下記の追加項目が記載されているか。

- ①家族等との安否確認のための連絡手段の確保
- ②従業員等の一斉帰宅抑制
- ③家族等との安否確認の実施
- ④従業員等の施設内における待機・安全な帰宅のための活動

9 公定価格における各種加算の状況

- 1 保育士比率向上加算（B型のみ）
- 2 障害児保育加算
- 3 減価償却費加算
- 4 賃借料加算
- 5 施設機能強化推進費加算
- 6 栄養管理加算
- 7 第三者評価受審加算
- 8 基本分単価に含まれる職員・管理者について

9-1 保育士比率向上加算（B型のみ）

POINT !

- ◆保育士資格を有する者の占める割合が3/4 以上配置されているか。

＜基本的な考え方＞

年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4 以上となる事業所に加算する。

9-2 障害児保育加算

POINT !

- ◆配置基準上必要な保育士（A型の場合）又は保育従事者（B型の場合）を適正に配置しているか。

<基本的な考え方>

障害児（注）を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

（注）区が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

<算式>

$$\{ 1、2歳児数（障害児を除く） \times 1/6 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て）}) + \{ 乳児数（同） \times 1/3 \text{（同）} \} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{（同）} \} + 1 = \text{配置基準上保育士・保育従事者数（小数点以下四捨五入）}$$

9-3 減価償却費加算

POINT !

- ◆建物が自己所有であるか
- ◆建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。
- ◆建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。
- ◆賃借料加算の対象となっていないか。

9-4 賃借料加算

POINT !

- ◆ 建物が賃貸物件であるか。
- ◆ 賃借料が発生しているか。
- ◆ 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないか。
- ◆ 減価償却費加算の対象となっていないか。

9-5 施設機能強化推進費加算

POINT !

- ◆施設の総合的な防災対策を図る取組を実施しているか。
- ◆特別保育事業を複数実施しているか。
- ◆当該加算の使途が適正であるか。
- ◆実績報告の内容が適正であるか。

＜補足事項＞

○取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

○取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

○支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

9-6 栄養管理加算

POINT !

- ◆食事の提供にあたり、栄養士を活用しているか。
- ◆年間を通じて栄養士を活用しているか。
- ◆栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われているか。

<基本的な考え方>

食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

9-7 第三者評価受審加算

POINT !

- ◆区が認める第三者機関による評価を受審しているか。
- ◆受審結果を公表しているか。

<基本的な考え方>

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

9-8 基本分単価に含まれる職員・管理者

POINT！

- ◆児童福祉事業等に2年以上従事したことが確認できるか又はこれと同等以上の能力を有すると認めることができるか。
- ◆常時施設の運営管理の業務に専従しているか。（他施設兼務、他職務兼務をしていないか。）
- ◆委託費からの給与支出があるか。

<基本的な考え方>

管理者は公定価格の基本分単価に含まれる。（児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。）

（注1）児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

（注2）同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

10-1 法外援護費について

●非常勤職員の取扱いについて

「非常勤保育士加算」、「保健師等配置加算」、「給食調理員配置加算」において、非常勤職員を配置する場合の加算適用要件を令和2年4月1日から適用。

◆当該職員の月の労働時間数において、常勤職員の月の所定労働時間数の半分を上回る時間を確保すること。

POINT !

在籍職員名簿で報告した加算適用の非常勤職員の所定労働時間数について、実績が常勤職員の所定労働時間数の半分を下回る場合は、法外援護費の算定に影響が出る場合があるので、保育サービス課/運営費等請求事務センターに連絡すること。

【根拠法令等】

- ・令和元年9月19日31ご保発第12513号 「令和2年4月からの大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱に基づく法外援護費の支給における加算適用要件について」

10-2 法外援護費について

●在籍職員名簿について

POINT！

- ◆正しく記載されているか

【よくある指摘】

- ①非常勤（パート）契約の保育士を常勤保育士として報告している
- ②退職した職員を記載している（退職等の記載がない）
- ③常勤／非常勤の区分を誤入力している
- ④資格がない職員を保育士としている
- ⑤異動した職員が記載されている（異動の記載がない）
- ⑥勤務実績のない職員が記載されている

⇒在籍職員名簿の誤りは法外援護費（金額）に影響しやすいため、特に注意が必要。誤りに気付いた場合は保育サービス課/運営費等請求事務センターに連絡し、適切に処理すること。

【根拠法令等】

- ・平成27年3月31日27令保発第14187号 大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱第7条

11 保護者からの実費徴収について

●「小規模・事業所内保育所における保護者からの実費徴収について（通知）」（令和元年9月19日31こ保発第12527号）により、令和2年4月1日から適用開始

◆特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る経費であって、保護者に負担させることが適當と認められないもの及び保育料に含まれるもの（制限列挙）

- ・連絡帳
- ・昼寝用の布団、上掛け、毛布等
- ・給食用食器
- ・哺乳瓶
- ・台布巾
- ・個人のものとして持ち帰れない文房具、絵本等
- ・紙おむつの廃棄費用
- ・給食費

◆区立保育園では徴収しておらず、小規模・事業所内保育所においても同様の取扱いとするよう区が要請するもの（制限列挙）

- ・制服、スマック、施設指定の体操服・運動靴
- ・防災頭巾、防災用ヘルメット

※保護者の自己負担により自らが用意したものを使用することを要望し、小規模・事業所内保育所がこれを容認するものについては、本取扱いの適用から除外。

12 その他指導事項等

- 保育士証の記載内容が変更（変更申請）されていない。
⇒姓や本籍地等が変わった場合は、児童福祉法施行令第17条に基づき保育士証の記載内容を変更する必要がある。
- 保育室が変更されているが変更届が提出されていない。
⇒設備の規模、構造、配置、定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更する際は、大田区家庭的保育事業等内容変更届等の提出が必要。
- 出退勤に関するもの、出張（外出）に関するもの、所定時間外の勤務に関するもの、休暇取得に関するもの、の帳簿がない。
⇒備え付け帳簿として整備が必要。また、記載内容の誤りや未記入等が無いように適切に管理運用すること。

最後に…

育児・介護休業法施行規則等の改正について

育児・介護休業法施行規則が改正され、令和3年1月1日に施行されました。

- ・子の看護休暇、介護休暇が時間単位で取得できるようになりました。すべての労働者が取得可能です。

詳しくは、厚生労働省等のHPやリーフレットから改正内容の把握に努め、適切な運用をお願いいたします。